

健診等の現状把握について

厚生労働省保険局総務課
医療費適正化対策推進室

本年8月30日に開催された「第1回 保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会」において、資料4として「特定健診・特定保健指導に関する保険者における平成20年度に向けた主な作業(案)」を提示し、この中で、平成18年度中に実施しておくことが望ましい保険者の作業として、以下のとおりお示ししていたところであるが、第3回目の上記検討会(12月15日開催)において、被扶養者に対する健診や保健指導の集合的な契約形態が明らかになったこと等を踏まえ、平成18年度中の保険者の作業について改めて下記のとおり考え方をお示しする。

記

<平成18年度中の保険者の作業>

	8月30日に示した項目	変更等	項目の趣旨
1	40歳以上74歳以下の加入者の年齢構成(市町村国保においては75歳以上も)	変更なし。 (具体的には、5歳刻み、男女別。 被用者保険にあつては、被保険者本人と被扶養者の数を分けて把握しておく。)	保健指導の対象者数を推計し、費用見込み等を算出するために用いる。
2	加入者の居住地(被扶養者は不明でも可)	①集合的な契約形態による健診を基本として提供する場合 ○原則として、市町村ごとに居住する加入者数を把握しておく。ただし、被扶養者については不要(*)。 ②被扶養者について個別契約形態による健診も提供する場合 ○原則として、市町村ごとに居住する加入者数を把握しておく。被扶養者についても個別の健診委託契約の締結に必要な範囲で把握する。 ※市町村国保の場合は、住基による把握が行われているので、ことさらに作業は不要	どの地域(市町村)で何人程度に対応できる受診体制を整える必要があるのかを検討する際に用いる。

	8月30日に示した項目	変更等	項目の趣旨
3	健診の過去の受診状況(受診者数、受診場所)	<p>健診の過去の受診状況(ただし、可能な範囲で)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診率(受診者数/受診対象者数) ・実施方法 ・受診場所、等 <p>※目標とする受診率の起点を定めるために、現状の受診者数等がわかった方が望ましいが、現状がわからなくても目標設定は可能なので、把握が難しい場合は不明でも可</p>	健診の受診率(特に各年度の受診率)の目標を設定する際に用いる。
4	今後の受診場所の希望	<p>基本的に不要(集合的な契約形態を活用する場合は、基本的に全国をカバーするので、そもそも不要。そうでない場合も居住地がわかれば不要であるため)。</p> <p>ただし、被用者保険において、集合的な契約形態を活用せずに個別契約形態や直営形態のみで被扶養者への健診を提供する場合で、被扶養者の希望する受診場所とのズレはない、という確信が持てない時は、アンケート等により被扶養者の希望を把握する。</p>	どの地域(市町村)で何人程度に対応できる受診体制を整える必要があるのかを検討する際に用いる。

*被扶養者の住所は、平成18年度の作業としては不要であるが、特定健診の案内や受診券の送付の際に用いることを予定している保険者においては、極力把握するよう努める必要がある。

以上